

横浜市週休2日制確保適用工事(発注者指定)について

横浜市では、改正品確法の趣旨に基づき、建設業における担い手の育成・確保と労働環境の改善を図る取組として、工事現場における休日の取得を促進するため、平成29年度より「週休2日制確保モデル工事」を行ってきました。

令和3年度は、より一層取組の推進を図るため、「週休2日制確保適用工事(発注者指定)」を実施します。管内一円工事等、一部の工事を除き原則全ての工事について、週休2日制を適用するよう指定して発注します。また、工事期間中一定割合以上週休2日を確保できた工事に対して、工事成績評定での加点、労務費等の増額補正を継続して実施することとし、引き続き週休2日の確保を進めます。

●工事現場における週休2日制とは(横浜市の場合)

一週間のうち2休日(現場の休工日)とすることです。

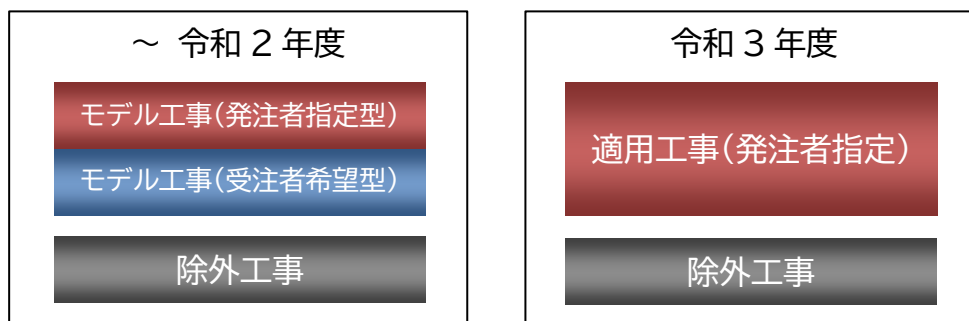
天候や緊急対応等により、休日予定日を変更することができます。

●週休2日制確保適用工事(発注者指定)を行います(新規)

旧・モデル工事(受注者希望型)と統合し、令和3年度は「週休2日制確保適用工事(発注者指定)」として一本化します。

工事受注後に、週休2日を実施するかしないかを選択できます。

実施しない場合でも工事成績評定の減点等のペナルティはありません。



●工事成績評定への反映(継続)

週休2日の達成率75%以上の場合は工事成績評定に1点、達成率50%以上の場合は工事成績評定に0.5点加点します。

●請負金額への反映（改正）

土木、造園、一部の電気工事等の土木積算工事については、達成率 50%以上の場合、達成率に応じて、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率の増額補正を行います。

建築積算工事については、達成率 50%以上の場合、達成率に応じて、労務費の増額補正を行います。

港湾積算工事については、達成率 100%の場合、労務単価（一部の職種を除く）の増額補正を行います。

補正係数、補正対象等を一部変更しています。

●実施確認方法（継続）

休日取得計画・実績書の提出及び作業日報の提示により週休 2 日の実施状況を確認します。

●達成率の確認方法（新規）

達成率確認書の提出により達成率を確認します。

●モデル工事実施時の注意点

週休 2 日の確保を事由にした工期の延期は行いません。契約工期の中で週休 2 日を確保してください。

●週休 2 日制確保適用工事（発注者指定）の明示など

「週休 2 日制確保適用工事（発注者指定）」又は「除外工事」であることを、現場説明書に明示します。

令和 3 年 4 月 1 日以降に着手する工事から適用します。

ただし、それ以前に着手した工事のうち令和 3 年 1 月 1 日以降に契約した工事名に（ゼロ市工事）を含む工事についても適用します。

※実施要領については、財政局公共施設・事業調整課ホームページで公表しています。

◆URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/kaikaku/shukyu2.html>

横浜市財政局公共施設・事業調整課

電話 045-671-2025